



【 連携（「相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」における意味の） → 「大きな連携（コミュニティワーク）」 】
交流会、意見交換会、地域事検討会、レベルアップする勉強会

「相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」本体

これにより、委託相談支援事業所以外の指定特定（障害児）相談支援事業所が計画相談支援の最前線に立ち、委託相談支援事業所が相談受け入れ調整や後方支援を図る体制に向かうための連携等について規定したところです。

全体的には「事例＝個別ケース」を意図しています

一方、赤線部は「体制に向かうための連携」とあり、地域づくりも含まれます。

1 委託相談支援事業所の役割

(1) 要綱第5条(16)により、委託相談支援事業所は、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所と連携及び業務推進支援（事業所間の相談受け入れ調整を含む）を行うことを業務としたこと。

委託の役割① 指定への業務推進支援

委託の役割② 指定と連携

3 具体的な連携方法

指定事業所数が不足している状況の中、各区における委託相談支援事業所と指定特定（障害児）相談支援事業所の意見交換会や自立支援協議会の相談支援部会・地域部会などのネットワークを活用して、委託相談支援事業所を中心として、地域の実情に合った方法を取りながら、地域全体としてレベルアップしていくよう検討すること。

要綱解説書

(事業内容)

第5条 指定法人は、障がい者ケアマネジメントの手法を活用し、次に掲げる事業内容を実施することとする。障がい者ケアマネジメントとは、障がい者（児）の地域における生活支援をするために、希望する本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。

- 1) 福祉サービスの利用に関する支援
- 2) 社会資源の活用に関する支援
- 3) 障がいや病状の理解に関する支援
- 4) 健康、医療に関する支援
- 5) 不安の解消、情緒安定に関する支援
- 6) 保育、教育に関する支援
- 7) 家族関係、人間関係に関する支援
- 8) 家計、経済に関する支援
- 9) 生活技術に関する支援
- 10) 就労に関する支援
- 11) 社会参加に関する支援
- 12) 余暇活動に関する支援
- 13) 権利擁護に関する支援
- 14 地域に対する援助業務

15 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）第417条の2に規定する札幌市自立支援協議会（相談支援部会、設置場所の区地域部会等）の運営への参加

16 法第51条の20に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28に規定する障害児相談支援事業所との連携及び業務推進支援（事業所間の相談受け入れ調整を含む）

指定相談支援事業所とは機能が類似・重複している難しさがありますが、指定相談支援事業所の担うことができる部分は指定相談支援事業所が担う比重が拡大するように連携や事業所間の相談受け入れ調整に取り組んでください。

「16 法第51条の20に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28に規定する障害児相談支援事業所との連携及び業務推進支援（事業所間の相談受け入れ調整を含む）」については、ケースバイケースではあるものの、「単純に事業所を紹介して対応終了とするのではなく、引き受けてくれる指定相談支援事業所の調整を行ったうえで、適切に事業所に引き継ぐ」ということを共通認識にしてください。